

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定について

事業の概要

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請を行うことにより、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定の段階は、「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた事業主は、認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができるほか、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

加えて、えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に「プラチナえるぼし認定」が受けられます。

内 容

【えるぼし認定の段階と基準】

<p>3段階目(3つ星)</p> 	<p>右の基準の5つの項目すべてを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</p>
<p>2段階目(2つ星)</p> 	<p>右の基準のうち3つまたは4つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ★満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取り組みを実施し、その実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</p>
<p>1段階目(1つ星)</p> 	<p>右の基準のうち1つまたは2つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ★満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取り組みを実施し、その実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</p>

女性の就業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準
(5つの項目)

1. 採用
2. 継続就業
3. 労働時間等の働き方
4. 管理職比率
5. 多様なキャリアコース

【プラチナえるぼし認定の段階】



- ・事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を策定し、策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。
- ・以下について、毎年「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
 - ①男女雇用機会均等推進者、職業課程両立推進者の選任状況
 - ②「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目すべてを満たした実績
 - ③女性活躍推進法に基づく情報公表項目のうち、8項目以上

〈女性の就業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準〉

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 採用 | ※えるぼし認定と同じ |
| 2. 継続就業 | ※えるぼし認定よりも高い要件 |
| 3. 労働時間等の働き方 | ※えるぼし認定と同じ |
| 4. 管理職比率 | ※えるぼし認定よりも高い要件 |
| 5. 多様なキャリアコース | ※えるぼし認定と同じ |

【女性の活躍に関する情報公表】

えるぼし認定申請をするためには、自社の女性の活躍に関する状況について、「女性の活躍推進企業データベース」や自社のホームページ等に公表する必要があります

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) ・男女別の採用における競争倍率(区) ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) ・係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・役員に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 ・男女の賃金の差異 (全・正・パ有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の平均継続勤務年数の差異 ・10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・男女別の育児休業取得率(区) ・労働者の一月当たりの平均残業時間 ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区) (派) ・有給休暇取得率 ・有給休暇取得率(区)

常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主については、①から「男女の賃金の差異」を含む2項目以上、②から1項目以上選択し、合計3項目以上公表する必要があります。

常時雇用する労働者数が 101 人以上 300 人以下の事業主については、合計1項目以上選択して、公表する必要があります。

常時雇用する労働者数が 100 人以下の事業主については、努力義務になります。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局雇用環境・均等室 電話:022-299-8844

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000984241.pdf>

女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/index.html>